

文京区旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月十九日

文京区長 成 澤 廣 修

文京区規則第八十六号

文京区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

文京区旅館業法施行細則（昭和五十五年五月文京区規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（便器の数）」に改め、同条各号列記以外の部分中「第七条第九号イ」の下に「及び第九条第七号」を加え、同条第一号中「便所を付設していない客室の合計定員」を「条例第七条第九号イに規定する便所を付設していない客室を有する階における当該客室の宿泊定員の合計又は第九条第七号に規定する場合における便所を設ける客室の宿泊定員」に、「合計定員」を「宿泊定員」に、「合計定員に」を「宿泊定員に」に改め、同条の表並びに同条第二号及び第三号中「合計定員」を「宿泊定員」に改める。

第十六条各号列記以外の部分中「特例は」の下に「省令第五条第一項に規定する施設について」を加え、「次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 条例第四条第二号アからエまでに掲げる照度のそれぞれについて、その二分の一とすること。
 - 二 条例第四条第六号アの基準を、有効部分の面積一・五平方メートルにつき一人とすること。
- 別記第三号様式を次のように改める。

(第1面)

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, leaving small margins at the top and bottom. There are no vertical margin lines, and the paper appears to be a standard notebook or worksheet template.

(第3面)

建 物 構 造 設 備

建物の種類	敷地面積	建築面積	延べ面積		洗面所	階		階		階	
造建葺	m ²	m ²	m ²			箇所		箇所		箇所	
	階	階	階								
客室 m ² 室 男女専用 有・無	室	室	室		洗面所	湯せん	個	個		個	
	m ² × m ² × m ² × m ² × m ² ×	m ² × m ² × m ² × m ² × m ² ×	m ² × m ² × m ² × m ² × m ² ×			水せん	個	個		個	
	階	階	階			階		階		階	
	階	階	階			個室専用		共用			
						m ²		箇所		m ² 箇所	
収容定員名	階	階	階		浴室 個所	m ²	箇所	m ²		箇所	
	名	名	名			湯せん	個		個		
便所	水洗・浄化槽・改良便槽・汲取			脱衣室		水せん	個		個		
	階	階	階			m ²		箇所			
	箇所	箇所	箇所								
	大個	個	個								
	小個	個	個								
	個室専用	個	個								
その他の室	階	階	階		暖房の種類	スチーム・電熱・ガス					
	帳場(フロント)	玄関広間(ロビー)	応接間(ロビー)			ガス設備のある客室数		室			
	m ²	m ²	m ²			客室専用の元栓数		個			
自室	作業員室	調理場	配膳室	食堂	寝具	布団	布団襟	枕	枕	覆寝衣	敷布
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		組	枚	個	枚	枚	枚
町名別	名称										

(第4面)

行政処分その他の措置

年 月 日			指令 No.	摘 要
備 考				

付 則

この規則は、文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例（令和八年十月文京区条例第三十五号）の施行の日から施行する。